



平成 27 年 12 月 7 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 メ ド レ ッ ク ス
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 松 村 眞 良
 (コード番号：4586 東証マザーズ)
 問 合 せ 先 経 営 管 理 部 長 北 垣 栄 一
 (TEL. 03-3664-9665)

第8回新株予約権(行使価額修正条項付き/コミット・イシュー 2016 モデル)(第三者割当て)の
 発行価額の払込完了に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 11 月 20 日開催の取締役会において決議した、Evolution Biotech Fund を割当先とする
 第 8 回新株予約権 (以下「本新株予約権」という) の発行に関して、この度、平成 27 年 12 月 7 日に発行価額
 の総額 (4,800,000 円) の払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせ致します。

なお、本新株予約権発行に関する詳細につきましては、平成 27 年 11 月 20 日公表の「第 8 回新株予約権
 (行使価額修正条項付き) (第三者割当て) の発行及び新株予約権買取契約 (「コミット・イシュー 2016 モ
 デル)」の締結に関するお知らせ」をご参照下さい。

第三者割当による本新株予約権の発行及び本新株予約権に係る発行価額の払込完了について

<本新株予約権発行の概要>

| | |
|----------------------|--|
| (1) 割 当 日 | 平成 27 年 12 月 7 日 |
| (2) 発行新株予約権数 | 1,600,000 個 |
| (3) 発行 価 額 | 総額 4,800,000 円 (第 8 回新株予約権 1 個当たり 3.0 円) |
| (4) 当該発行による 潜在株式数 | 1,600,000 株 (新株予約権 1 個につき 1 株) |
| (5) 行 使 価 額 | 当初行使価額：703 円 本新株予約権は、平成 27 年 12 月 7 日から 5 価格算定日 (以下に定義する。) が経過する毎に行使価額が修正される。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所 (以下、「取引所」という。) において売買立会が行われる日 (以下、「取引日」という。) であって、以下に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいう。本項に基づき行使価額が修正される場合、当該修正が行われる日 (以下、「修正日」という。) の翌取引日に、行使価額は、修正日を最終日とする連続する 5 価格算定日各日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格 (VWAP) の単純平均値の 91% に相当する金額の 1 円未満の端数を切下げた額 (以下、「基準行使価額」という。ただし、当該金額が、①下記 3. (1)②記載の上限行使価額 (ターゲット価格) を上回る場合は上限行使価額 (ターゲット価格) とし、②下記 3. (1)②記載の下限行使価額を下回る場合は下限行使価額とする。) に修正される。 ただし、いずれかの修正日において基準行使価額が 1,546 円 (以下、「上限撤回価額」という。) を超える場合、上限行使価額は消滅し、以後の行使価額は基準行使価額となる。 |

| | |
|---------------|--|
| | 当社普通株式に関して以下の事態が発生している場合、かかる状況を市場混乱事由と定義する。 (1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合 (2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合 (3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限（ストップ安）のまま終了した場合（取引所における当社株式の普通取引が比例配分（ストップ配分）で確定したか否かにかかわらずしないものとする。） |
| (6) 募集又は割当て方法 | 第三者割当ての方法による。 |
| (7) 割 当 先 | Evolution Biotech Fund |

【ご参考】

※「コミット・イシュー 2016 モデル」とは

当社が新株式の発行予定株数（1,600,000株）を予め定め、120 価格算定日の売買高加重平均価格（VWAP）に基づき、原則として割当予定先が必ず全株式を購入する（**全部コミット**）手法です。購入に際しては、新株予約権の行使請求（原則計24回）を通して行われます。各回の行使においては、原則として各24回にわたり5取引日毎に各回50,000株相当分以上の行使をすることを（**部分コミット**）約しております。前者の「全部コミット」と後者の「部分コミット」の組み合わせが、当コミット・イシューの特徴です。また割当予定先は行使価額がリセットされてから次のリセットまでの各期間、25,000株相当分を上限に、追加で新株予約権を行使することが出来ます。この仕組みにより、株価上昇時等において行使が促進されることが期待されますが、かかる行使により発行される株式は、本新株予約権全体で400,000株を上限とします。

また全株数において1,159円というターゲット価格（上限行使価額）を定め、各23回の修正後の行使価額（なお、修正後の各行使価額は、価格算定日の売買高加重平均価格（VWAP）を基準に算出されます）と比較して発行されることとなります。ただし、修正後の行使価額が1,546円を超える場合、上限行使価額は消滅し、以後の行使価額は再びその時々の時価を基準に算出されるようになります。

| | 第8回新株予約権 |
|----------------------------------|-----------------|
| 発 行 数 | 1,600,000 個 |
| 発 行 価 額 の 総 額 | 4,800,000 円 |
| 行 使 価 額 の 総 額 | 1,124,800,000 円 |
| 期 間 | 最長 7.5 ヶ月 |
| リセット回数（原則） | 通算で最大 23 回（予定） |
| タ ー ゲ ッ ト 価 格 （ 上 限 行 使 価 額 ） | 1,159 円 |
| 上 限 撤 回 価 額 | 1,546 円 |
| 行 使 価 額 | VWAP の 91% |
| 全 部 コ ミ ッ ト | 有り |
| 部 分 コ ミ ッ ト | 有り |
| 下 限 行 使 価 額 | 463 円 |

(注) 本新株予約権の行使に際しての行使価額の総額は、対象となる新株予約権全てを当初行使価額で行使したと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は新株予約権行使時の市場環境により変化する可能性があります。

以 上